

# 確認申請 (出題年度別)

## 法6条1項 (新築, 増築, 改築, 移転)

↓  
一  
二  
三  
四

要

← 防火地域, 準防火地域外の10㎡以内の増築, 改築, 移転は<sup>2項</sup>不要

## 法6条1項 (大規模の修繕, 模様替)

↓  
一  
二  
三  
四

要

不要

## 仮設建築物 令85条

用途変更 法87条1項 → 用途変更は法6条1項1号に該当する場合(要)  
→ 令137条の18 類似の用途は(不要)

建築設備 法87条の4 → 法6条1項一号~三号に該当する昇降機(令146条)は(要)

工作物 法88条1項 → 令138条1項. 2項(要)

法6条1項

一号

法別表第1(ウ)不備  
の特殊建築物

建築(新築, 増築,  
改築, 移転)

下規模の修繕  
模様替

○

○

二号

不造建築物

- 階数3以上
- 延べ面積500㎡超
- 高さ13m超
- 屋根高さ9m超

○

○

三号

木造以外

- 階数2以上
- 延べ面積200㎡超

○

○

四号

一号~三号 以外  
 都庁計画区域, 準都庁計画区域  
 半景, 副都心  
 都道府県知事が指定する区域

○

×

法6条2項

防火地域, 準防火地域以外に於て, 増築, 改築, 移転する場合, 10m以内であれば

×

# 令和5年

〔No. 3〕 都市計画区域内における次の行為のうち、建築基準法上、確認済証の交付を受ける必要があるものはどれか。ただし、防火地域、準防火地域又は建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 木造、延べ面積500m<sup>2</sup>、高さ9m、地上2階建ての事務所の屋根及び壁の過半の修繕
2. 文化財保護法の規定によって重要文化財として仮指定された、れんが造、延べ面積500m<sup>2</sup>、地上2階建ての美術館の移転
3. 木造、延べ面積10m<sup>2</sup>、高さ8m、平家建ての倉庫の新築
4. 鉄骨造、延べ面積500m<sup>2</sup>、平家建ての事務所の一部（床面積200m<sup>2</sup>）の、診療所（患者の収容施設があるもの）への用途の変更（大規模の修繕又は大規模の模様替は伴わないものとする。）

○  
○  
×  
○

令和5年

確認済証の交付 法6条

(共組) 防火地域、準防火地域の指定はない

No1 木造、延べ面積500m<sup>2</sup>、高さ9m、地上2階建ての事務所の大規模修繕

二号、三号ではない

→ 四号の大規模修繕 ←

一号ではない

↓  
不要

No2 重要文化財として仮指定された、れんが造、延べ面積500m<sup>2</sup>、地上2階の美術館の移転

法3条1項-号(適用除外)

→ 建築基準法は適用されない

No3 木造、延べ面積10m<sup>2</sup>、高さ8m、平家の倉庫の新築

四号の新築 法6条2項

→ 200m<sup>2</sup>以下なので-号ではない

10m<sup>2</sup>以内の増築、改築、修繕

↓  
必要

↓  
不要

No4 鉄骨造、延べ面積500m<sup>2</sup>、平家の事務所の一部(床面積200m<sup>2</sup>)の診療所

の用途変更

法8条1項 (用途の変更に対処この法律の準用)

→ 法6条1項-号に該当しない

→ 法6条1項-号に用途変更の場合

不要 ←

↓  
必要



# 令和4年

〔No. 3〕 防火地域内における次の行為のうち、建築基準法上、確認済証の交付を受ける必要がないものはどれか。ただし、建築物の建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 鉄骨造、延べ面積100m<sup>2</sup>、平家建ての事務所における床面積10m<sup>2</sup>の増築 ○
2. ゴルフ練習場に設ける工作物で、ネットを支える高さ20mの鉄柱の築造 ○
3. 共同住宅の新築工事を施工するために現場に設ける延べ面積50m<sup>2</sup>、平家建ての工事管理事務所の新築 ×
4. 鉄筋コンクリート造、延べ面積800m<sup>2</sup>、地上3階建てのホテルから共同住宅への用途の変更（大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないもの）。 ○

○  
○  
×  
○

## 令和4年 確認済証の交付

(共通) 防火地域内  
 No.1 鉄骨造、延べ面積100m<sup>2</sup>、平家建て事務所における床面積10m<sup>2</sup>の増築  
四号の増築 法6条2項  
 ↓ 防火地域内には適用(否)  
 必要

No.2. ゴルフ練習場に設ける工作物、ネットを支える高さ20mの鉄柱の築造  
法82条(工作物の準用)  
 ↓ 政令で指定するもの  
 必要 ← 法6条の規定 ← 令138条(工作物の指定) → 令132条(項二号)  
高さ15mを超える  
鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱

No.3. 共同住宅の新築工事を施工するために現場に設ける延べ面積50m<sup>2</sup>平家建ての工事管理事務所の新築  
法85条2項(仮設建築物に対する制限の緩和)  
工事を施工するために現場に設ける事務所  
 不要 ← 法6条の規定は適用(否)

No.4. 鉄筋コンクリート造、延べ面積800m<sup>2</sup>、地上3階建てのホテルから共同住宅への用途変更  
法87条1項(用途変更への準用)  
 別表第1(イ)不備, 200m<sup>2</sup>超 ← 法6条1項一号 ←  
 ↓  
 必要 ← ホテル、共同住宅 ← 用途変更する場合  
(類似の用途 相互間におけるものを除く)  
(類似の用途)

# 令和3年

[No. 3] 準防火地域内における次の行為のうち、建築基準法上、確認済証の交付を受ける必要がないものはどれか。ただし、建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 鉄骨造、延べ面積100m<sup>2</sup>、平家建ての一戸建ての住宅における、床面積8m<sup>2</sup>の増築 ○
2. 木造、高さ8m、地上2階建ての飲食店で、その用途に供する部分の床面積の合計が300m<sup>2</sup>のものにおける屋根の過半の模様替 ○
3. 第一種住居地域内にある鉄筋コンクリート造、延べ面積2,000m<sup>2</sup>、地上2階建ての水泳場の、体育館への用途の変更（大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないもの） ×
4. 鉄筋コンクリート造、延べ面積300m<sup>2</sup>、地上3階建ての事務所内における、エレベーターの設置 ○

○  
○  
×  
○

令和3年 確認済証の交付 法6条  
(共通) 準防火地域内

NO1. 鉄骨造、延べ面積100m<sup>2</sup>平家建ての住宅における8m<sup>2</sup>の増築  
 四号の増築 → 必要

法6条2項に該当しない  
→ 必要

NO2. 木造、高さ8m、地上2階建て飲食店床面積300m<sup>2</sup>の屋根の過半の模様替  
 法115条の3 主要構造部(法2条5号)  
 別表第1(イ)項(イ)項の用途に類似するもの  
 法6条1項-号 ← 200m<sup>2</sup>超  
 必要 ← 建築、大規模修繕、模様替

NO3. 第一種住居地域内、鉄筋コンクリート造、延べ面積2000m<sup>2</sup>、地上2階建て水泳場の体育館への用途変更  
 七号 法137条の1号 法115条の3 法87条1項  
 法6条1項-号  
 不要 ← 水泳場、体育館 ← (類似用途) ← (別表第1(イ)項(イ), 200m<sup>2</sup>超)  
 必要 ← (ただし、第一種中高層住居専用地域、工業専用地域内にある場合は類似するもの)

NO4. 鉄筋コンクリート造、延べ面積300m<sup>2</sup>、地上3階建て事務所内におけるエレベーターの設置  
 三号 法87条の4(建築設備への設置)  
 必要 ← 法6条1項-号三号 ← 法146条1項-号  
 の建築物に設置した場合



# 令和2年

〔No. 3〕 都市計画区域内における次の行為のうち、建築基準法上、確認済証の交付を受ける必要がないものはどれか。ただし、建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 鉄骨造、延べ面積300m<sup>2</sup>、地上3階建ての既存の寄宿舎内におけるエレベーターの設置
2. 第一種低層住居専用地域内における鉄筋コンクリート造、延べ面積2,000m<sup>2</sup>、地上2階建ての博物館の図書館への用途変更
3. 遊園地に設ける回転運動をする遊戯施設のうち、原動機を使用するメリーゴーラウンドの築造
4. 木造、延べ面積150m<sup>2</sup>、高さ8m、平家建ての集会場の屋根の大規模の修繕

○  
○  
○  
×

令和2年 確認済証の交付  
(共通) 都市計画区域内

101. 鉄骨造、延べ面積300m<sup>2</sup>、地上3階建ての既存の寄宿舎内におけるエレベーターの設置

法6条1項-3号, 3号      法87条04  
←      ←  
必要      法6条1項 -3号~3号の建築物に設置する場合

102. 第一種低層住居専用地域内、鉄筋コンクリート造、延べ面積2000m<sup>2</sup>、地上2階建て

必要 ←      大号      類似      博物館 → 図書館への用途変更  
第一種低層住居専用地域      法137条08      法115条03      法87条12項  
第二種 "      大号      法6条1項-3号に書換  
田園住居地域      博物館, 図書館      法別表第(一)号  
にある場合は類似である      類似      ・200m<sup>2</sup>超

103. 遊園地に設ける回転運動をする遊戯施設、原動機を使用するメリーゴーラウンドの築造

法58条1項 (工作物の準用)  
政令で指定する工作物  
必要 ←      法138条2項3号  
メリーゴーラウンド

104. 木造、延べ面積150m<sup>2</sup>、高さ8m、平家建ての集会場の屋根の大規模修繕

不要 ←      法4号      法別表第(一)号  
大規模修繕      150m<sup>2</sup> ≤      ・200m<sup>2</sup>超  
のため      法6条1項-3号に該当

# 令和1年

〔No. 3〕 都市計画区域内における次の行為のうち、建築基準法上、確認済証の交付を受ける必要がないものはどれか。ただし、建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

1. 鉄骨造、延べ面積300m<sup>2</sup>、平家建ての倉庫の屋根の過半の修繕
2. 共同住宅の新築工事を施工するために設ける鉄骨造、延べ面積200m<sup>2</sup>、地上2階建ての仮設の工事管理事務所であって、現場以外の場所に設けるものの新築
3. 鉄骨造、延べ面積100m<sup>2</sup>、高さ5m、平家建ての一戸建ての住宅における、鉄骨造、床面積15m<sup>2</sup>、平家建ての附属自動車庫の増築
4. 第一種住居地域内において、鉄筋コンクリート造、延べ面積500m<sup>2</sup>、地上2階建ての診療所（患者の収容施設があるもの）の、有料老人ホームへの用途変更（大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないもの）

○  
○  
○  
×

令和1年 確認済証の交付  
(共通) 都市計画区域内

No.1. 鉄骨造、延べ面積300m<sup>2</sup>、平家建ての倉庫の屋根の過半の修繕  
三号 一号  
 ↓  
 必要

No.2. 鉄骨造、延べ面積200m<sup>2</sup>、地上2階建ての仮設事務所を現場以外に設ける新築  
三号 法85条2項  
 の新築 → 必要  
適用92 現場に設ける事務所は法6条適用1720

No.3. 鉄骨造、延べ面積100m<sup>2</sup>、高さ5m、平家建て一戸建て住宅、鉄骨造床面積15m<sup>2</sup>平家の附属自動車庫の増築  
四号  
 の増築 → 必要  
10m<sup>2</sup>超 法6条2項適用1720

No.4. 第一種住居地域内、鉄筋コンクリート造、延べ面積500m<sup>2</sup>、地上2階建て診療所 → 有料老人ホームへの用途変更  
三号 法137条18三号  
 類似の用途 (診療所、児童福祉施設等) (法12条12項) → 老人ホーム  
法19条12項 老人ホーム  
法31条第1(1)不南  
200m<sup>2</sup>超 法19条12項 老人ホーム  
 ただし書き  
 の地域にない  
 第一種住居地域専用  
 第二種住居地域専用  
 旧園地等  
 不要 ←



平成30年

[No. 3] 都市計画区域内における次の行為のうち、建築基準法上、確認済証の交付を受ける必要がないものはどれか。ただし、建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

- 1. 鉄骨造、延べ面積100m<sup>2</sup>、屋外観覧場の新築 要
- 2. 鉄筋コンクリート造、延べ面積500m<sup>2</sup>、地上3階建ての物品販売業を営む既存の店舗内における、エレベーター(認証型式部材等に該当するもの)の設置 要
- 3. 鉄骨造、延べ面積200m<sup>2</sup>、平家建ての事務所の、屋根の過半の修繕 要 不
- 4. 木造、延べ面積300m<sup>2</sup>、高さ8m、地上2階建ての共同住宅の、寄宿舎への用途変更(大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わないもの) 要

○  
○  
×  
○

要 ← 類似ではない  
→ 137条1号

平成29年

[No. 3] 防火地域内における次の行為のうち、建築基準法上、確認済証の交付を受ける必要がないものはどれか。ただし、建築物の建築等に関する確認済証の交付を受ける必要がない区域の指定はないものとする。

- 1. 木造、延べ面積100m<sup>2</sup>、地上2階建ての一戸建ての住宅における、床面積10m<sup>2</sup>の増築 要
- 2. 鉄骨造、延べ面積300m<sup>2</sup>、平家建ての、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、その建築を許可した仮設興行場の新築 要
- 3. 鉄骨造、延べ面積400m<sup>2</sup>、平家建ての、鉄道のプラットフォームの上家の新築 不
- 4. 鉄筋コンクリート造、延べ面積500m<sup>2</sup>、地上2階建ての劇場の、大規模の修繕又は大規模の模様替を伴わない公会堂への用途の変更 要

○  
○  
×  
○

要 ← 類似ではない  
→ 137条の18  
→ 137条1号